

公の施設の使用料減免基準の見直し基本方針

令和8年7月 行政改革推進本部

1. 見直しの背景・目的

公の施設の使用料は、施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を確保するため、利用にかかる経費は利用者が負担するという「受益者負担の原則」に基づき、利用者に適正な負担を求めることとしています。

一方で、本市の公共施設では、高齢者・障がい者等への配慮や社会教育団体・社会福祉団体・地域住民団体等の活動を支援する観点から、施設ごとに基準を設け使用料の減額・免除を行ってきました。

本来、使用料の減免は、利用者負担の明確化、使用者間の公平性の観点から特例的な措置であるため、出来るだけ範囲を限定し、統一的な基準により運用することが必要です。そのため、市は平成30年度に策定した「公共施設利用者負担基準」の「減免に係る基準」を基本に運用を行ってきました。

しかしながら、多くの公の施設において、施設独自の減免規定が引き続き運用されているため、一部の利用者からは、その公平性に対して疑問の声があがっている状況です。

そのため、受益者負担の原則を堅持するとともに、使用者間の公平性を確保する観点から、特例的措置である減免基準を統一的に見直すこととしました。

2. 減免の根拠

施設使用料の減免については、多くの施設が条例において「規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる」と規定し、規則で「対象団体」や「減免率」等について規定しています。また、具体的な規定が無い場合も、市長が特別の事情があると認めるときは、必要と認める額を免除することができるとしています。

3. 見直しの対象

各施設の規則における「市長が特別の事情があると認めるとき」の内容については、所管課で運用している内規等において規定されています。

今回の見直しは、「公共施設利用者負担基準」の「減免に係る基準」に規定している利用

者区分および減免率等を改めて整理し、4の基本的な考え方に沿って、公共施設の減免に関連する規則や内規等の見直しを行うこととします。

4. 基本的な考え方

(1)受益者負担の原則

公の施設の使用料は、受益者負担（自分が受けた利益に応じたものを負担すること。）の考え方により、利用者が負担することを基本とし、減免は特に公益性の高い活動等を支援する観点から例外的に行う措置とします。

(2)統一的な基準

市内には多種多様な施設があり、すべての施設を対象とした一律の基準を設けることは困難ですが、利用者に公平公正な使用料負担をお願いするため、減免の統一的な基準を下表のとおり設定します。ただし、最終的な減免率の設定については、減免が例外的な措置であることに加え、施設ごとの設置目的、利用内容の公益性等を考慮して決定します。

利用 者 ・ 利 用 内 容		減免率
1	市、市教育委員会が主催、共催、委託する事業	100%
2	市以外の官公署が公益目的で利用し、市が協力するとき	100%
3	市内の小・中学校、特別支援学校、保育所、幼稚園、認定こども園が教育・保育活動で利用するとき	100%
4	市内の大学、高等学校が教育活動で利用するとき	50%
5	その他市長が必要と認めるとき※	50%又は 100%

(3)施設ごとの基準

例外的に減免を適用する場合、原則として(2)統一的な基準によることとしますが、施設の設置目的や性質、利用内容の公共性や公益性に応じて、施設ごとに減免の基準を定めることができることとします。施設ごとの基準は次の表を標準として、大きく逸脱することのない範囲で決定するものとします。

利用 者・利 用 内 容	減免率
一定の区画を貸し出す施設(体育館・公民館等)において、市内の公共的団体が、その目的に沿った施設で公益的な活動を行う場合(以下は一例)	50～100%
市内の地縁団体(区・自治会等)が地域振興を目的として集会施設を使用する場合	100%
市内の福祉団体が、社会福祉の向上を目的として社会福祉施設を使用する場合	100%
市内のスポーツ振興団体が、参加者を公募して行うスポーツ振興を目的とした大会・行事で体育施設を使用する場合	100%
市内の青少年(中学生以下)育成団体が、青少年の健全育成を目的とした大会・行事で、社会教育施設を使用する場合	100%
市内の社会教育団体が、社会教育活動を行うことを目的として社会教育施設を使用する場合	50～100%
市内の観光関連団体が、観光振興を目的として観光施設を使用する場合	50～100%
主に個人が利用する施設(博物館等)において、その施設の性質に応じて市民の利用促進を図る場合	10～100%
3歳未満	100%
3歳～小学生以下、高齢者(65歳以上)、障がい者	50%
その他市長が必要と認めるとき※	50%又は100%
個人利用施設における20名以上の利用(団体割引)	10%

※「その他市長が必要と認めるとき」を適用する場合は、真にやむを得ないものに限定し、理由を明確にした上で文書で承認を得ることとします。

(4)空調等附属設備使用料について

空調等の附属設備の使用料については、使用する者とししない者の負担の公平性を確保するため、原則減免しないこととします。ただし、市長が特別な理由があると認める場合には、施設の性質や利用実態等を踏まえて減免の判断を行うこととします。

5. 適用日

原則として令和9年4月1日から適用します。なお、指定管理制度の導入施設においては、指定管理者と協議の上、適用日を決定するものとします。

また、各施設の所管部署は、適用日までの間に例規改正等の必要な手続き及び関係団体等への周知を遅滞なく実施するものとします。